軽井沢町自然保護審議会　会議録

１．開催日時　　令和５年１１月２７日（月）　13：30～16：05
２．開催場所　　軽井沢町役場　第３・４会議室
３．出 席 者
　　委　　　　員：会長、Ａ委員、Ｂ委員、Ｃ委員、Ｄ委員、
　　　　　　　　　Ｅ委員、Ｆ委員、Ｇ委員、Ｈ委員、Ｉ委員、
　　　　　　　　　Ｊ委員、Ｋ委員、Ｌ委員、Ｍ委員、Ｎ委員、
　　　　　　　　　Ｏ委員、Ｐ委員
　　オブザーバー：自然保護対策優良事業認定部会長、
　　　　　　　　　環境基本計画策定等検討部会長
　　環境基本計画関連の説明のための出席者：受託業者社員
　　理　　事　　者：町長、副町長
　　議題⑹－①の説明のための出席者：担当課Ａ、担当課Ｂ、担当課Ｃ
　　事　　務　　局：事務局Ａ、事務局Ｂ、事務局Ｃ、事務局Ｄ
４．議　　題
（１）　軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針について
（２）　令和５年度　軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について
（３）　令和６年度　軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について
（４）　軽井沢町環境基本計画（案）について
（５）　軽井沢町環境基本計画の答申（案）について
（６）　その他
　　①　「馬取山田地区ほ場整備事業」について
　　②　その他
５．傍聴人数　　５名
６．議事内容

１．開　　会
【事務局Ａ】（●●●●●●）
お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局Ａ】（●●●●●●）でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願いいたします。
定刻となりましたので、只今から、軽井沢町自然保護審議会を開催いたします。本日は委員２０名のうち、出席者１６名でございま

すので、軽井沢町自然保護審議会条例第６条第２項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

なお、【Ｑ委員】（●●●●●●●●）、【Ｒ委員】（●●●●●●）、【Ｓ委員】（●●●●●●●●）より欠席の連絡をいただいております。【Ｐ委員】（●●●●●●●●●）につきましては現在も町の関係の他の会議に出ておりまして、終わり次第出席が可能であれば出席をという話になっておりますのでご承知をお願いしたいと思います。

それでは初めに、本日、町長が出席しておりますので、まずはご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

２．町長あいさつ

【町長】（土屋　三千夫　町長）

本日は、お忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和３年７月に自然保護審議会に諮問いたしました「軽井沢町環境基本計画」の策定につきましては、本日の審議会での審議をもちまして、答申の運びとなると聞き及んでおります。この間、審議会委員の皆様、計画策定等検討部会の皆様に中心になっていただき、多くの時間を割いてご審議いただきましたことに衷心より感謝申し上げます。

環境基本計画も策定して終わりではなく、いかに実効性を持たせて実践していくかが重要となります。私が重要施策として位置付けております『自然環境の保全と再生』の具現化に向けまして、生物多様性保全のための施策としまして、環境基本計画を策定するに当たり行いました文献調査等を基にしながら、町域独自の生物多様性や生態系の課題を把握し、絶滅の危機に瀕している生物種や生態系を評価・分類し、今後の保全のための資料とするために、令和７年度より複数年を掛けて『軽井沢町版レッドデータブック』の策定を計画しております。令和６年度中には、調査の対象とする地理的な範囲や生物学的な調査対象種別の検討を行い、確定させていきたいと考えております。

軽井沢町の自然保護対策要綱につきましても、住民や事業者等に理解を深めてもらうことを目的としまして、活字だけでは伝えにくい各種規制内容を、まずは別荘をモデルとしまして要綱において遵守いただきたいポイントを、３ＤＣＧ技術を用いた解説資料を作成してウェブ上で公開するとともに、規制内容を一連でイメージして

いただくための３ＤＣＧを活用した動画の作成を考えております。また、ウェブではご覧いただけない方のために、動画を基に編集した自然保護対策要綱の概要版の作成も行い、より一層の周知に努めて参りたいと考えております。

本日ご審議いただく内容は、環境基本計画関係を中心とした大変重要なものばかりでございますが、各委員におかれましては、慎重なご審議を賜りますとともに、有意義な会となりますことを祈念申し上げ、あいさつといたします。本日はよろしくお願いいたします。

３．会長あいさつ

【会長】（●●●●●●●●●）

本日は、お忙しい中、審議会にご参加いただきましてありがとうございます。

今日の審議会は、町長からもご説明がありましたように、本当に長い間審議いただきました環境基本計画の大詰めを迎えている状況でございます。前回の６月３０日の日に基本計画の最終的な案をお示しし、皆様からご議論、ご意見を頂戴しておりますが、それを踏まえた当審議会としては、最終的な議論の場と考えて臨んでいる次第でございます。これまでの間、ワークショップやパブリックコメントと、色々な手続きを踏みまして、住民皆さんの幅広いご意見を頂戴しております。お手元にお配りしております資料４、そのご意見に対する考え方などを整理したものが参考資料に配付されておりますが、事務局も大変膨大な作業を行いながらの審議会でございまして、本日の審議で最終的な案として町長に答申できる、そのような感じにさせていただければというふうに思っております。

なお、後程事務局から議案のご説明との関連でご説明がありますが、私も含めて審議会の委員の皆様の大方の方は、年内で任期が切れることになっております。そういった面で、今日が最終の審議会の議論の場になるはずでございますので、審議会の委員の皆さんにはそういう思いを込めて、基本計画の議論などを進めていただきたいと申し上げまして、開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

４．議　　題

【事務局Ａ】（●●●●●●）

それでは、自然保護審議会条例第６条第１項により、会長が議長となりますので、以降の進行につきましては、【会長】（●●●●

●●●●●）に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、次第に沿って会議を進めてまいりますが、議題に入ります前に事務局より皆様にお詫りしたいことがあるということでございますので、事務局よろしくお願いいたします。

【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）

事務局の【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）です。着座にて説明させていただきますがご了承ください。

本日の議題（６）その他の①『「馬取山田地区ほ場整備事業」について』につきまして、【担当課】（●●●●●）職員の同席をお認めいただきたく、お諮りさせていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

只今、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何か質問、ご意見等はございますか。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

今事務局からご説明ございました内容について、ご異議ございませんか。よろしゅうございますね。

→　特に意見等出ず

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは同席を認めていただくということで了解する形で進めさせていただきます。

→　傍聴者入室

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題に入る前に、事務局から傍聴者及び取材希望者の報告をお願いいたします。

【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）

それでは報告させていただきます。初めに、本日の傍聴は報道を含めまして５名でございます。続きまして報道関係者の社名を報告いたします。本日は【報道機関Ａ】（●●●●●）から取材の申し込みとなっております。

傍聴者の方にお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いします。また、この審議会での発言の内容や個別の情報などについて、その取り扱いには十分ご留意願います。もう

一点、本日の会議資料につきましては、傍聴時にご覧いただくことは構いませんが、退室時は返却していただくようお願いいたします。その際、カメラ等で撮影等することのないようにお願いいたします。

（１）　軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針について

【会長】（[redacted]）

それでは議題に従いまして、まず最初に、軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針について、事務局よりお願いいたします。

【事務局Ｂ】（[redacted]）

議題（１）について説明いたします。

資料の右上に『議題第１号』と記してございますが、こちらをご覧ください。前回、６月に開催した自然保護審議会で『議題第１号　議事録の取扱いについて』としまして、「町で各種審議会等の議事録公開についてのルールづくりが進められており、そのルールができた段階から議事録を公開したい旨」をお諮りさせていただき、皆様の承認をいただきました。今般、町の指針がまとまり、１０月１日より施行となったものが資料１となりますのでご報告させていただきます。

関係する部分をかいつまんでご説明させていただきます。2ページをお開きください。下の方の網掛けの『第５　会議の公開』の部分になりますが、従前から自然保護審議会につきましては傍聴を認めていただいておりました。この取り扱いにつきましても変更はなく、原則として公開とし、個人情報等非開示情報が含まれる事項の審議や、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合につきましては、非公開とさせていただくというものになります。３ページをお開きください。中程の網掛けの『第７　会議の傍聴』になりますが、会議の公開は、会議の傍聴により行うものとなります。『第８　会議録の作成及び公開』になりますが、開催した会議の会議録を作成し、原則として公開するものとなり、会議を非公開とした場合は会議録も非公開となります。当審議会の会議録につきましては、従前から出席委員による内容の確認をいただいておりましたが、こちらにつきましても変更はございません。第４項が従前の当審議会での会議録の取扱いと大きく変更がある部分となりますが、従前は公文書公開請求を受けた際に公開をしておりましたが、今後は町ホームページへの掲載等により公開していくこととなり

ます。また、本指針に記載はありませんが、職員向け説明会で示されました会議録の作成見本では、氏名は公表せず従前の当審議会の会議録同様、【Ａ委員】・【Ｂ委員】等、個人が特定されないよう記載するようにとの説明がありました。この点につきましても従前の取扱いと変更はございません。続きまして、１ページに戻っていただき、中程の網掛け部分、『第３　審議会等の委員の選任』についてご説明いたします。当審議会の現在の任期は、本年の１２月３１日までとなっておりますので、恐らく、本日が今任期で皆様揃っての最後の審議会になるかと思います。新任期の委員の選任に当たりましては、今後、１２月中に自然保護審議会条例第３条第２項第２号に規定の「知識経験者」の方々につきましては、従前のように関係団体へ推薦のお願いをさせていただきたいと考えております。その後、推薦をいただいた方々と、条例第３条第２項第１号に規定の「町議会議員」、第３号の「関係官公庁の職員」の方々を含めて自然保護審議会の委員として委嘱させていただきたいと考えております。関係団体からの推薦に当たりましては、この第３に規定されていますように、役職名に拘わらず他の審議会に就いていない方や女性委員の積極的な推薦、再任の場合の通算期数、幅広い年齢層からの推薦等にご配意をいただき推薦をいただきたいと思いますので、所属の団体等へお伝えいただければ幸いです。なお、第３の第３号に規定の公募委員につきましても、当審議会でも新任期から公募委員の規定を設け登用を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては特にございません。以上、報告を兼ねて事務局からの説明とさせていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

今、事務局からご説明いたしましたが、これまでの当審議会の扱いと大きく変わるところはないようですが、議事録の公開については、どちらかというと今までは受身で開示請求があった場合に公開していたものがホームページで能動的に公開する、そこが大きく違うのですが、それ以外のところはこれまでの当審議会とそう変わらないというふうにご理解いただく中で、今ご説明しました内容についてご質問や、何かご意見ございましたらお出しください。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

特にございませんか。何か分からない点とか、この機会にぜひ聞いておきたいとかという点はよろしいでしょうか。

それでは今、事務局からご説明いただいた内容は報告事項という

ことでございますので、皆さん一応ご承知いただきたいというふうに思います。それでは議題の（２）に入らせていただきます。

（２）　令和５年度　軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について

【会長】（●●●●●●●●●●）

令和５年度　軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度、いわゆる「軽井沢緑の景観賞」について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）

議題（２）について説明いたします。

昨年度は「緑の景観賞」への応募がゼロでしたので、自然保護審議会におきましても「緑の景観賞」の審査に係る審議がございませんでした。審議会の委員も数名が変更となっていますので、まず審査の流れといったもののご説明をさせていただきます。

資料の右上に参考資料２－①と記してございますが、こちらをご覧ください。「緑の景観賞」は、こちらの『軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度要綱』に基づき毎年度１回公募しておりまして、軽井沢町自然保護審議会条例第８条第１項の規定に基づきまして、資料の右上に参考資料２－②と記してございます『軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会設置要綱』による認定部会での審査を行い、当審議会の意見を聴取したうえで認定する流れとなります。なお、部会に属す委員につきましては、本日、説明のために同席いただいております専門委員としまして、【団体Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●●）【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●）、同じく専門委員としまして【団体Ｂ】（●●●●●●●●）【自然保護対策優良事業認定部会委員Ａ】（●●●●●●●●）、自然保護審議会の委員から【Ａ委員】（●●●●●●●●●）、【Ｓ委員】（●●●●●●●●●）、【Ｂ委員】（●●●●●●●●●●）、【Ｑ委員】（●●●●●●●●●）、【Ｃ委員】（●●●●●●●●●）の以上７名で構成されております。

それでは、資料の右上に『議題第２号』と記してございますが、こちらにお戻りいただきまして説明を続けさせていただきます。令和５年度　軽井沢町自然保護対策優良事業「緑の景観賞」について、受賞該当はなしとしたいというものでございます。選考経緯になりますが、『１．公募期間』になりますが、本年は４月３日（月曜日）から７月１４日（金曜日）まで公募を行い、広報かるいざわ４月号、

別荘所有者向け広報「緑のおたより」、町ホームページにて周知を行いました。『２．応募案件』ですが、本年度の応募は４件ございました。概要につきまして、物件１は新軽井沢区の美術館、物件２は同じく新軽井沢区の店舗（カフェ）併用住宅、物件３は上発地区の店舗（カフェ）併用住宅、物件４は中軽井沢区の住宅（別荘）になりまして、詳細は、資料の右上に参考資料２－③と記してございます調査用紙を参考としていただければと思います。『３．審査経緯』になりますが、本年度は９月２９日に審査を実施していただいております。

審査結果につきましては、【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●）よりご説明をお願いいたします。

【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●）

ただいまご紹介いただきました【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●）でございます。よろしくお願いいたします。

それでは私の方から着座にて結果の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先程事務局からもご案内ありましたけども、私共部会員７名の審査によりまして審査いたしまして、私共１人当たり２５点という点数を持っておりまして、その合計点で先程出ておりました物件の点数が出ております。物件１が９３点、物件２が１０５点、物件３が１３４点、物件４が１０９点という結果でございました。昨年度は応募がなかったところではありますが、令和５年度は４件の応募がありました。外構を含め周辺の景観に配慮する等、景観に対する意識が高い作品が多かったと思っており、先程の評点を踏まえまして部会員で論議を尽くした結果、残念なことに最優秀賞、優秀賞、特別賞とすべき特に傑出した物件も無く、部会員全員一致で受賞該当なしということにいたしました。以上でございます。

【事務局Ｂ】（●●●●●●●●）

その他につきましては特にございません。以上になります。

【会長】（●●●●●●●●●）

なにか残念な結果にはなっているのですが、只今、事務局、部会長からもご説明ございましたが、委員の皆様、何かこの機会にご質問とかご意見をお出しいただければと思いますがございませんか。この審議会から加わった委員の方で、この機会にコメントとして何か付け加えたいということもございませんか。よろしいですか。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは只今、事務局、部会長からご説明ありました内容について、これでよろしいという形でご承認いただいてよろしゅうございますか。

→　特に意見等出ず

【会長】（●●●●●●●●●●）

特にご異論ないようでございますので、只今ご説明いただきました内容で承認という形で進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

（３）　令和６年度　軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは議題の（３）に移らせていただきまして、同様の景観賞の関わりがあるわけでございますが、新年度、令和６年度の軽井沢町自然保護対策優良事業者認定制度、いわゆる「緑の景観賞」について事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）

議題（３）について説明させていただきます。

資料の右上に『議題第３号』と記してございますが、こちらをご覧ください。令和６年度　軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について、別紙資料３「軽井沢緑の景観賞」募集要項（案）のとおりとしたいというものでございます。

まず、資料の右上に参考資料３－①と記してございます『「軽井沢緑の景観賞」過去の応募数及び受賞数・周知方法について』の資料をご覧ください。『１．これまでの応募数及び受賞数』に記載のとおり、平成２０年度よりこの制度が創設されまして、制度創設当初は、応募件数も１０件前後で推移し、受賞件数も毎年２件から３件程の受賞がありました。しかしながら、近年は応募数も減少し受賞該当がないといった年もございまして、本年の緑の景観賞の審査を行っていただいた後、優良事業認定部会の皆様に、この参考資料３－①と参考資料３－②「軽井沢緑の景観賞」の改正について（案）をお示ししまして、部門の新設や広報戦略についての意見交換をいただきました。

資料３をご覧いただきたいと思います。優良事業認定部会での検討の結果をまとめ、変更としたい募集要項（案）が資料３となります。『２　応募対象』の部分を変更いたしまして、見え消し線が引

かれている部分が従前の応募対象の規定でございますが、網掛けのように変更したいというものになります。部門の新設については、これまで部門を設けていなかったものに、一般住宅、集合住宅、店舗等に分け、募集対象を明確にすることで応募しやすくし、また、集合住宅部門や店舗等の部門を設けることで、事業者へ一般住宅以外の自然環境保全への理解を広めていくことを目的としています。広報戦略については、参考資料３－②のスライド番号で言いますと№.７から№.９にありますように、募集の段階から幅広く周知させることとし、現状の広報かるいざわ、別荘向け広報誌、町公式ホームページの掲載に加え、ＳＮＳやメール配信、部会委員から意見をいただいたスーパー等での募集チラシの配布、【団体Ｃ】（[redacted]）発行の「ながの宅建」や【団体Ａ】（[redacted]）ホームページなどに掲載を依頼することを考えております。

その他につきましては特にございません。以上になります。

【会長】（[redacted]）

新しい年度に入ってからの募集要項の改正ということでご説明いたしましたが、これにつきまして皆さんご意見ありましたらどうぞお出しください。

【Ｄ委員】（[redacted]）

すいません、「緑の景観賞」の部門を分けるというのは、多分、住宅と集合住宅と店舗系、事業系とで、基準というか、目的とするものが全然違うと思うので、その部門を分けるのは多分実態に合っているのかなとは思う反面、審査の基準ですね、対策要綱の基準を守っていて周辺と溶け込んでいて、良好な景観形成に積極的に取り組んでいるというのが、割とちょっと分かりづらいのかな、というかあんまり具体的じゃないところがあるのかなと思います。なので、応募がしづらいというのは、どんなものを目指せばいいのかというのはもしかしたら上手く伝わってないのかなと、事務局の方は多分明確なイメージをお持ちなのかもしれないのですけれども、それが一般の設計者の方であるとか、住民の皆様の方にも、もしかしたらこの書き方だと上手く伝わらないのかなというところがあるかなと思うので、要項は要項で必要かなと思うのですが、逆にこういうものを町とすれば、あの目指してるんですという、何かもうちょっと視覚的なものというか具体的なものというか審査の基準といったらいいか、何かそんなところが上手く伝わればいいのかなと思いました。だから、建物の審査ではなくて、あくまで環境、環境なん

ですというところだと思うんですよね。ただ、その中での建物との一体性とか敷地の中での土地利用といったものも関連してくるかなと思うので、逆にその辺ですね、色々なものが良いものだと判断しますっていうところが伝わると応募しやすくなるのかなと思いました。

【会長】（●●●●●●●●●）

ご意見ありがとうございました。今のご意見に対して事務局の方でこんなふうに考えているとか、もしこの機会に、部会長からも、今のご意見を受けた中で今後どうするとか、何かそういうお考えがあったら、決めたものでなくても、もしご意見あったらお願いします。

【事務局Ａ】（●●●●●●）

今、大変素晴らしいというか、町ももう少し煮詰めなければいけないという部分も見えてきましたので、今いただきましたご意見を参考に、多分、広報を出すときに伝わらないと、少し応募しづらいのかな、町は単に窓口を広げれば良いのか、今までのＳＮＳとか「広報かるいざわ」では中々難しいのかなという形で思ってはいたのですけども、今の部分も踏まえまして、要項はとりあえず案の段階ですので、町の方もご意見を参考に詰めさせていただきます。ありがとうございます。

【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●）

私の方で前回の部会の中でも少しお話をさせていただいたのですけれども、【団体Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●）も２年ごとに建築文化賞というものを公募しております。それにつきましては、私共も【団体Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●）のホームページに載せておりまして、県内よりも関東圏、或いは中京圏の方々、大阪も含めてですけど、その方々の応募はかなり多いです。最優秀賞もほとんどが県内ではなくて県外の方々なのですが、そういう意味では先程もありましたけれども、【団体Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●）のホームページ、或いは「建築士ながの」を毎月毎月発行させてもらっているのですが、その中で取り上げることも可能ですよという話をさせていただいております。

それと私は長いこと【建築関係会社Ａ】（●●●●●●●●●●●）というところに今も在籍しているのですが、【建築関係会社ＡのＡ氏】（●●●●●●●●●●●●●●●）に教えていただいていることは、『建築は主張してはいけない』ということをよく言われています。『建築は従であって、周りの環境が主である』という

ことを念頭に置いて、今後も私共もそういう活動をしておりますので、まさに今回の軽井沢のお考えというのは、『環境が主』であると【Ｄ委員】（●●●●●●●●●●）がおっしゃられたような形で持っていったら良いのかなという話は、部会の中では私の私見ということでお話させていただいており、決定ではありませんので、より良く進めさせていただきたいと思います。

すいません、余計なことを言いましたがよろしくお願いいたします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

よろしゅうございますか。他にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

【Ｅ委員】（●●●●●●●●●）

今回の景観賞の部門の創設について、私としては非常に歓迎したいというふうに思っております。というのは、以前ですね、この「景観賞」のことが議論になったときに、「店舗部門」ですよね、「商業部門」というものを設けた方が良いのではないかということを申し上げました。というのは、これまでですね一般的な認識ですと、一般住宅、別荘も含めてですけれども、個人の住宅が主でしたので、そうなると受賞ということになったときに、写真が一応ですね掲示されているわけですが、やはりどこにあってということが中々これはもう公開が及ばないので、当然、これ個人の住宅、生活を営んでいらっしゃいますから、見に行くとか、そういうことができない状態、この「景観賞」のですね、認知がどんどん進まなくなってきているというのは、そういうところにあって、こういう住宅とかこんな環境だったら良いというふうなことがですね、その現場に行って見ることができないわけですね。そういうこともあって中々こういう認識も少なくなってるんじゃないかなと思って、対してその店舗でしたら、やっぱりお店ですから、見に行ってですね、お店の中に入ったりだとか、ちょっと周りの色々な角度から見たりだとか、自分のこととして体感することができますので、こういう商業部門といいますか、そういうものを設けたらというふうなお話をしたことがありましたので、今回こういうふうな部門を創設されてとても良かったなというふうに思っているんですけれども、一点ですねお尋ねしたいのは、この際の認定の階級ですね、最優秀、優秀、特別。これは部門ごとに表彰していくというふうなお考えなのか、一般住宅部門、集合住宅部門、それぞれ表彰していくようなお見込みなのか、その辺のところでよろしいでしょうか。

【会長】（●●●●●●●●●●）
事務局お願いします。
【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）
お答えいたします。今回部門を新規に大きく分けて三つに分けるというところで、各三つにそれぞれ最優秀賞、優秀賞、特別賞というような形は設けていきたいというふうに考えております。以上です。
【会長】（●●●●●●●●●●）
各部門ごとに三つのランクということですね。
他にご質問ございますか。ないようでしたら、新しい年度の募集要項はこれで良いと、最後の部分の調整があるにしても、よろしいということでご了解いただいたということで、よろしゅうございますか。
→　一同、意見ない旨のリアクションあり。
【会長】（●●●●●●●●●●）
ご異論ないようでございますので、この要項で進めさせていただきます。ありがとうございました。
それでは「緑の景観賞」に関する議題というのは、ここまででございましたので、色々ご苦労いただきました【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●●）にお礼申し上げます。ご説明ありがとうございました。
→　【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●●）退室

（４）　軽井沢町環境基本計画（案）について
【会長】（●●●●●●●●●●）
それでは議題の（４）になりますが、今日の課題の最重要課題でございます「環境基本計画」の案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。
【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）
只今、環境基本計画策定等検討部会の部会長に入室していただきますので、しばらくそのままお待ちください。
→　【環境基本計画策定等検討部会長】（●●●●●●●●●●）、【受託業者社員】（●●●●●●●●●●●●●）入室
【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）
お待たせいたしました。それでは議題（４）軽井沢町環境基本計画（案）についてご説明をさせていただきます。

資料の右上に『議題第４号』と記してございますが、こちらをご覧ください。軽井沢町環境基本計画（案）について、別紙資料４軽井沢町環境基本計画（案）のとおりとしたいというものでございます。

なお、審議時間を確保するため、事務局からの説明は最小限に留めさせていただきます。

まず、資料４ですが、６月に開催しました自然保護審議会においてお諮りした環境基本計画（案）に修正を加え、８月７日から２８日の間で実施しました第２回パブリックコメントの実施結果を事務局にて反映させ、１０月に開催した第８回　環境基本計画策定等検討部会において検討を行った「軽井沢町環境基本計画　最終案」となります。各種細かな表現等の修正も行っておりますが、検討部会において子ども達の意見も計画に反映させるべきとの見解が示されたところ、実際に町内の高校生も部会に加わっていただき、議論を重ねて参りました。その中で意見として出された「文字ばかりではなく、イラスト等を用いて親しみやすさを出すべき」との意見を受けまして、軽井沢高校の皆さんに作成いただいた環境基本計画のオリジナルキャラクターである“アカハラ先生”、“軽井ちゃん”、“井沢くん”や、軽井沢中学校の生徒に描いてもらった、軽井沢の環境をイメージした表紙絵や町の未来を描いた扉絵を組み込みました。これら、子ども達の作品を掲載したことによりまして、これまでの計画書（案）と比べて視覚的にも魅力的になり、軽井沢町の環境基本計画書として独自性を表現できたと考えております。併せまして、これまで目次に掲載するのみでありました、資料編１～１０も組み込み、計画書全体のボリュームを示した形となっております。

続きまして、軽井沢町環境基本計画の要素を抽出し、周知・普及啓発に活用することを目的として作成したものが、参考資料４－①軽井沢町環境基本計画概要版（案）となります。主に計画書本体の１から７ページに掲載しているイントロダクションをもとに、本計画の中で重点的に取り組んでいく項目を集約しております。

併せまして、今回の計画策定に伴い、子ども達に軽井沢町の環境の現状を網羅的に理解してもらうこと、また、環境について自ら考え、行動するきっかけとなる、“軽井沢町の地域に根差した、独自の環境啓発冊子”が参考資料４－②子ども向けハンドブック（案）となります。町内小学校へ持ち込み、子ども達に意見を聴く、キッズコメントをしようと相談をしましたところ

・既存の内容でも十分、読み応えがある。良い意味で書きすぎておらず、子ども達の探求学習のきっかけになると思う。
・現場の教員達も、“軽井沢”を内面的に理解している者は少なく、こういった形で整理された資料を学習に利用できるのは大変ありがたい。
・高学年対象とのことだが、３年生にもぜひ配布いただきたい。

といったように子ども向けハンドブックに対して好意的な意見が多数寄せられております。

このほか、個別の説明は割愛させていただきますが、お手元にお配りしております参考資料４－③が、第２回パブリックコメントで出された意見とその対応になります。加えて、前回の自然保護審議会からの修正箇所をまとめた参考資料４－④が、最終案修正箇所一覧となります。なお、各種統計データ類につきましては、年内に更新される情報を目途に今後、最新化していくとともに、成果物につきましては、年度末にかけて調製を行い、新年度早々、概要版の配布を行う予定でおります。

その他につきましては特にございません。以上になります。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございました。今ご説明しましたように、非常に内容が多岐にわたっておりますけれども、これまでワークショップとかパブリックコメントを経まして、今日の審議会に向けて検討部会で相当に内容が検討されてきております。

今日は【環境基本計画策定等検討部会長】（●●●●●●●●●●）にも審議会にご出席いただいておりますが、当審議会から検討部会にご参加いただきました多くの委員の皆様にも、本当にお忙しい中、時間を割いて検討頂きましたことをこの場をお借りしまして、審議会長といたしましても厚くお礼を申し上げたいと思います。

それではただいま事務局からご説明もありました内容につきまして委員の皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、これまで審議会で色々な機会にご審議いただいてまいりましたので、本日示しました計画（案）本体、それと概要版、それと子どもさん向けのハンドブック、この三つを一括りにしながら、既に皆様のお手元に資料が配付されており、色々ご意見をまとめいただいていると思いますので、それぞれごとに皆さんのご意見を頂戴し反映できればというふうに思っておりますが、そういう進め方でよろしゅうございますか。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

はい、それではそのように進めさせてもらいます。

本体の資料４になりますが、環境基本計画、これ全体につきまして、皆さんお読みになった中で、ご意見、この機会だから言っておきたいとかございましたら、ご質問も含めてお出しいただければと思います。

【Ｄ委員】（●●●●●●●●●●）

イラストが入ったりとか絵が入って大変見やすくなったかなと思います。すいません、私も早く気付けば良かったのですけれどもこれの前のバージョンですね、今、ホームページに掲載していただいているＰＤＦを、ちょっと【長野県の景観担当部署】（●●●●●●●●●●●●●●●）辺りの方で拝見しまして、あの【長野県の景観担当部署】（●●●●●●●●●●●●●●●●）も軽井沢の景観には大変関心を持っているので気になったということで意見をいただいたのでお伝えしたいと思います。４１ページなんですけれども、まず「景観まちづくりの推進」というところに書いてある『軽井沢町景観育成基準ガイドライン』なんですが、これ、【長野県の景観担当部署】（●●●●●●●●●●●●●●●●）の方で作った基準になりますので、もし書くんであれば下の⑥の方に書いてあるように、あの括弧の前に『長野県の』と入れて欲しいという要望がありました。⑤の方の「屋外広告物規制」に関してなんですけれども、『長野県屋外広告物条例』って書いてあるんですが、条例の正式名称が、あの長野県のない『屋外広告物条例』というのがどうも正式名称になりますので、逆にここも『長野県の「屋外広告物条例」』という形にして欲しいという意見をいただきましたのでお伝えします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございました。（事務局）よろしゅうございますね。

それでは他にご質問ご意見ございましたらお出しください。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

本体、厚いやつでございますので、何度かご覧いただいていると思いますが、特によろしいですか。

この場が審議会としては最終の本体に対する意見交換、審議の場でございますので、特になければ、基本的にこの内容で了承という形で進めさせてもらってよろしゅうございますか。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

はい、皆さん頷いていらっしゃるようでございますので、そのようにさせていただきます。お読みいただいた中でちょっと修文的な「てにをは」的なものでお気付きの点があったら後程また事務局にお話しいただければと思います。それでは資料４に関する基本計画はご了解いただいたという形で進めさせていただきます。

それでは次に、この基本計画のダイジェストバージョンです。参考資料４－①、これにつきましてご質問、ご意見ございましたらと思います。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

よろしゅうございますか。本体をダイジェストしておりますので、基本的には誤りとかそういうものはないと思いますが、何かポイントがちょっと違うのではないかとか、そういう視点でもしご意見あったらお出しいただければと思いますが。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

特にないっていうことでよろしゅうございますね。それではダイジェストバージョンも一応了解という形で進めさせていただきます。

そうしますと、残っておりますのは参考資料の４－②、いわば子ども達向けのバージョンですよね。これは基本計画をより子ども達に理解していただくというバックグラウンドに、小学校の子ども達の教育課程とは全然ちょっとずれたところがあるかもしれませんけども、学校の先生方に副読本的にご利用いただくとか、また、町の色々なイベント類、会合で子ども向けに活用していく、そういう趣旨でまとめたものでございますので、既に小学校の先生方には事務局でご意見を内々に色々お聞きしているということでございますが、結構良い物を作ってくれたという評価をいただいているようです。特にご意見ございませんか。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それじゃあ、これもこの内容で審議会の皆さんのご了解を得たという形で進めさせてもらってよろしゅうございますか。

それじゃそのように進めさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、基本計画に関わる本体、ダイジェストバージョン、それ

と子ども向けの内容についてご了解いただいたという形で進めさせていただきますが、本当に長い時間に渡ってご検討いただきました部会長を始め各委員の皆さんに厚くお礼を申し上げたいと思います。次にこの基本計画を、答申する段取りが次の議題の方でございます。

（５）　軽井沢町環境基本計画の答申（案）について

【会長】（●●●●●●●●●●）

まず事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）

資料の右上に『議題第５号』と記してございますが、こちらをご覧ください。

軽井沢町環境基本計画の答申（案）について、別紙資料５答申書（案）のとおりとしたいというものでございます。

その他につきましては特にございません。以上になります。

【会長】（●●●●●●●●●●）

お手元の資料５の答申書（案）でございますが、私と【副会長】（●●●●●●●●●●）の２人で、こんな感じかなという原案を、まとめてみた内容でございますが、特にこれまでの答申のスタイルとそう大きく変わったところはございません。

普通ですとこの案を議決いただければ、今日町長もいらっしゃっているので、この場で答申ということもあり得るのでございますが、この内容をもう少し皆さんとご意見をもらいながら、日を改めて答申は、別途、させていただければと思っていますので、その辺をご了解いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

→　一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

よろしいですよね。

答申書（案）も基本的にはこれで結構という形で、日を改めて町長のご都合、スケジュールを伺う中で、私と【副会長】（●●●●●●●●●）で、以前行ったような形でまた改めて答申の方をさせていただきたい、かように考えております。どうもありがとうございました。

それでは、今ご承認いただきましたこの基本計画、ちょうど２年半前になるのですが、令和３年の７月に審議会で町から今年の１０月を目途に、答申いただきたいというような諮問を受けておりました。けれども、その間コロナなどで大変この審議にも影響もありま

したが、皆さんのご尽力のおかげで、時間が限られた中ではございましたけれども、本日ご出席いただいております【環境基本計画策定等検討部会長】（●●●●●●●●●）を中心として、今日までご検討いただいて、このような形にできたことを心からお礼申し上げたいと思います。この場にご参加いただいております【環境基本計画策定等検討部会長】（●●●●●●●●●）から、この機会に一言頂戴いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【環境基本計画策定等検討部会長】（●●●●●●●●●）

ご紹介いただきました【環境基本計画策定等検討部会長】（●●●●●●●●●）です。着座で失礼させていただきます。

今回は、この環境基本計画というものを策定する際にも、委員の皆様に非常に多大なるご協力をいただき、本当に感謝したいというふうに思っています。私達のその部会のメンバーの思いとしては、できるだけ軽井沢というのは本当に非常に先進的な取り組みを、特に環境の分野においては、ずっと続けていて、それをできるだけ子ども達、それから孫達といった世代に繋げていきたい、その中でやっぱり、今いらっしゃる子ども達の意見なんかもできるだけ取り上げられるようにして、身近なものにしていきたいという思いでやってまいりました。今回ここでご承認いただいているということはすごくありがたいなと思っていますし、軽井沢が引き続き環境という面においても先進的な取り組みを続けていければというふうに考えています。ありがとうございました。

【会長】（●●●●●●●●●）

どうもありがとうございました。環境基本計画に関することはここまでにいたしまして、【環境基本計画策定等検討部会長】（●●●●●●●●●）、本当にご同席ありがとうございました。

なお、本計画を策定する際に、影の力として民間のコンサルタント会社にも相当骨を折って頂いた、その経過に関しましても、私、会長として厚くお礼申し上げたいと思います。本当に今日はありがとうございました。

→　【環境基本計画策定等検討部会長】（●●●●●●●●●）、【受託業者社員】（●●●●●●●●●●●）退室

以上で基本計画並びの審議は終わらせていただきまして、お手元の議題（６）その他に入らせていただきます。

馬取山田地区のほ場整備の案件になりますけど、担当課の職員に入室してもらいますので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

今、事務局から小休止を１０分ぐらい取ってはとの連絡がありま

した。それでは時計で（１４時）４０分まで小休止とさせていただきます。

→　１４時３０分から１４時４０分まで休憩
→　【Ｐ委員】（●●●●●●●●●●）・【担当課Ａ】（●●●●●●●●）・【担当課Ｂ】（●●●●●●●●●）・【担当課Ｃ】（●●●●●●●●●●）入室

（６）　その他
　①　「馬取山田地区ほ場整備事業」について
【会長】（●●●●●●●●●●）
　それでは時間になりましたので休憩前に戻りまして審議を再開したいと思います。
　それでは、その他の最初の案件、馬取山田地区ほ場整備事業につきまして、事務局からお願いいたします。
【事務局Ｂ】（●●●●●●●●●）
　前回の審議会では、「馬取山田地区ほ場整備事業」に関する意見具申の結果を事務局から報告させていただきました。今回、事務局からは特段の報告事項等はございませんが、【担当課】（●●●●●）より、前回の審議会以降の経過等を中心にご報告させていただきます。
【担当課Ａ】（●●●●●●●●●）
　【担当課Ａ】（●●●●●●●●●）と申します。本日はよろしくお願いいたします。【担当課】（●●●●●）より、その他の①、「馬取山田地区ほ場整備事業」につきましてご報告させていただきたいと思います。失礼ですが着座のまま失礼いたします。
　それでは早速でございますが、馬取山田地区ほ場整備事業に関して、意見具申の回答も含めまして、ご報告させていただきます。
　まず初めに、ほ場内希少植物、アサマフウロの群生等に係る現地保全への検討プロセスにつきまして、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」に基づくようご指摘をいただきましたが、この手引きは特に水生生物やこれに関連する水辺環境、水田やため池といった内容を中心に取り扱っておりまして、畑やほ場つきましては未整備地区と整備済地区において考え方がそれぞれ異なっております。整備済地区におけます環境配慮の考え方といたしましては、「水田と水路や水路とため池などのネットワークの連続性の分断について、回復させるエリア設定が必要」とし

ており、馬取山田地区ほ場につきましては、ほ場内で完結する水路でありますこと、また整備計画発案時には既に現況が畑となっていたこと等から、手引きの指す内容と必ずしも合致するものではないものと捉えております。

次に長野県によります「農業農村整備事業における環境配慮の運用」につきましても、計画面積から環境アセス制度や環境配慮制度には該当しない事業規模となっております。そのため、農業農村整備事業における環境配慮取組フローに倣いまして、学識経験者を有するこの審議会にていただいた希少種に係るご意見を参考に、環境配慮調書を作成しまして、ほ場整備事業を実施しているところでございます。

以上の点を踏まえまして、以下のようにお答えをさせていただきます。

環境調査の結果に係る公表について、これは実施者である県と前向きに検討をしております。しかしながら希少植物の自生を広く公表することに伴う盗掘等の課題については慎重に対応すべきと考えておりまして、その時期や方法につきましては現時点で決定しておりません。

次に住民参加による合意形成の場についてでございますけれども、当事業は地権者及び担い手は当然ながら、山田地区ほ場で営農を行うことによりまして影響を受ける周辺住民、丸紅の別荘地の皆様、レイクニュータウンにお住いの方々へも事業に関する事前説明を実施してございます。希少植物が見つかったことによる環境調査の実施等につきましてもご報告をしておりましたが、一部道路につきましてのご要望をいただきました他は、使える農地を使うのだから移植で良いというふうなご意見をいただいておるところでございます。権利者以外からのご意見を受け止め、可能な範囲で計画へ盛り込んでおりますので、改めて場を設けた上での合意形成につきましては既になされているものと認識をしておるところでございます。

また、町議会へも請願という形で挙げられました現地保全の要望でございますけれども、その結果は趣旨採択でございまして、「願意は理解できるが実施は困難である」と判断をいただいておるところでございます。加えまして専門家の知見を伺いつつ調査を行い、その上で複数個所への移植にて保全を行うことが併せて趣旨採択の中で示されております。町はこの決定に最大限配慮いたしまして環境調査の実施を県へ要望いたしまして、この後にも説明いたしま

すけれども、科学的知見に基づきました判断を行っているところでございます。

なお、広く地域住民を交えて行う合意形成につきましては、当初より現地保全を要望される方々との打ち合わせを進めて参りました。加えて町自然保護審議会に参画される有識者の方々へも適宜ご報告をさせていただきました経過がございます。ほ場内の乾田化整備による湿地環境の消失、一部湿地を残存させることによる隣接ほ場への影響等から現地での保全は困難であること、要望地は農業振興地域内の農用地域内であることから農業以外での使用が不適当であることに加えまして、地権者の皆様にも現地保全の意向がないこと等につきましても当初よりお伝えしておりますけれども、現地保全を要望される方々とは、未だ合意には至っていない現状でございます。

地権者の皆様には説明会の度に事業実施に係るご意向を伺っておりますが、変わらず現地保全のご意志はありません。それでも環境調査の必要性をご理解いただきまして、調査の実施による事業の遅延につきましても我慢強くお待ちいただく等、充分なご協力をいただいたことは、皆様にもご理解をいただきたいと思います。

軽井沢町田園環境整備マスタープランについては平成１９年度時点のものが最新となっておりますので、ご指摘をいただきましたとおり必要な見直しについて検討してまいりたいと考えております。

農業者の誇りと自信が醸成される環境整備につきましてでございますが、当事業に係る説明会や実行委員会へは担い手の方へも地権者同様に参加をいただいておりまして、道水路計画や農地の整備方法につきましては活発なご意見を頂戴しているところでございます。引き続き担い手会議等を通じまして農業者の皆様が営農を心待ちにできるような整備を目指してまいりたいと考えております。

最後に、環境調査結果を踏まえました町の今後の方針についてお伝えをいたします。

ほ場内の希少植物につきまして環境調査を実施しておりましたことは皆様ご承知かと存じますが、この度県より調査の報告をいただきました。要約をいたしますと「レッドデータ等による絶滅する恐れがある生き物の確認はありましたが、法令、条例に基づき保護が必要な生物、移植が不適当とされる植物に関しては、ほ場内には発見されなかった」ことに加えまして、同時に調査をしていました移植の候補地につきましては「地下水位や土の栄養状況がほ場内希

少植物自生区域に類似しており、日照条件を整備することで十分移植適地になり得る」との報告をいただいております。こちらの報告につきましては９月２７日にいただいております。

これらの調査結果を踏まえまして、農地近隣にて生活する住民から事業実施における反対意見がない状況、地権者及び担い手はほ場内農地の全てを整備したいと強く要望していること等を十分に尊重したいと思います。また現況の耕作放棄が継続すれば、里地里山といった農作業地において生育する植生環境は失われることも懸念されます。先人の皆様の手によりまして農地として整備されてきました馬取山田地区ほ場を、持続可能な農業生産の場として引き継いでいくこととして、町はほ場内希少植物の保全を移植にて行うことを決定いたしました。このため事業計画範囲につきましては当初の予定どおりほ場全域といたしまして、暗渠排水による排水整備等農地整備へと着手をしてまいりたいと考えております。

この決定につきましては１１月２１日に地権者の皆様へご報告をいたしまして、その翌２２日には昨年度実施をいたしました県主催による有識者会議へご出席をいただきました方々へもご報告した上で、移植の方法についてご意見を募ったところでございます。

今後の予定でございますが県へも確認しましたところ、年内にはほ場整備のための事業発注を行い、移植等の手法の検討、時期などのスケジュール決定を経まして、令和６年春には着工となる見込みでございます。

【担当課】（●●●●●）からのご報告は以上となります。

【会長】（●●●●●●●●●●）

はい、ありがとうございました。

今ご説明、ご報告がありましたが、報告内容のペーパーがないもので、皆様が十分呑み込めたかどうかの心配がちょっとありますけれども、今日のご説明の内容につきまして、ご質問とかご意見ありましたら、ぜひお出しいただきたいと思います。

【Ｂ委員】（●●●●●●●●●●）

すみません、紙媒体の資料を頂いてないので、的外れな質問かも分かりませんけども、希少植物はあるけれども移植は適当という調査結果が出たということでよろしいんですか。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ご回答どうぞ。

【担当課Ｃ】（●●●●●●●●●●）

すいません、【担当課Ｃ】（●●●●●●●●●●）と申します。

お世話になっております。お答えさせていただきます。
調査結果ですね、希少植物は確かに何種類か発見されたのですけれども、その結果、法令や条例に基づいて移植できないですとか、移植する際には何らかの手続きをしなければいけない、そういったものは発見されなかったということになりまして、加えて、移植の適地についてもきちんと環境が似通っているということが分かりましたので、移植での対応をしたいというようなご説明をさせていただきました。
【Ｂ委員】（●●●●●●●●●●）
ありがとうございます。希少植物の一つのアサマフウロですが、この自然保護審議会でこれまでも取り上げられてきたと思いますが、現地の調査にはどんな専門家が行かれたのでしょうか。
【担当課Ｃ】（●●●●●●●●●●）
今回の環境調査につきましては、県が実施する事業ということで、【環境調査会社】（●●●●●●●●●●）という、そういう環境調査ですとか、そういったものを行っている業者の方に委託をして行っていただいたというものになっております。現地にももちろん【長野県の環境調査機関】（●●●●●●●●●●●）ですか、そういった方々のご意向も伺いつつですけれども、今具体的にその何々先生ですねちょっとお答えができなくて申し訳ないんですが、そういう専門の業者に頼んで調査をしていただいたというふうになっております。
【Ｂ委員】（●●●●●●●●●●）
間違ってたらご指摘いただきたいのですが、私の記憶では、数年前から毎月１回、【研究者Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●●●）が東京からいらしてアサマフウロを中心に希少植物の調査をしています。現地に適当な間隔で杭みたいなものをさして、その杭の計測数値を記録してアサマフウロの観察をされています。私自身もアサマフウロの見学会などにも参加したことがありますが、その見学会での【研究者Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●●●）のお話では、移植は結構難しいというように伺ったような記憶があります。今回の調査結果は、【研究者Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●●●）とは異なった業者の結果なのでしょうか。
【担当課Ｃ】（●●●●●●●●●●）
まずですね【研究者Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●●●）の調査につきましては、あくまで町や県からお願いをしたものではちょっとなくて、【研究者Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●●●）の方

で現地を調査させていただきたいというお申し出がありまして、そしてそれを地権者の同意の元に入っていただいてというようなものではありました。その結果をですねもちろん県としても無視はしませんので、先程有識者の方々へのご報告会を行ったというふうにちょっと一言述べさせていただいたんですが、それが昨年ですね、【研究者Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●）ですとか、他のその専門の先生方をお招きをして、ご意見をいただいたというような会議も県としては開催しておりました。確かに【研究者Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●）のご意向としてはそのようなお言葉もあったかと思うんですけれども、今回県が発注した環境調査の結果としては移植は決して不可能ではないということで回答をいただいております。

【Ｂ委員】（●●●●●●●●●）

アサマフウロの移植は難しいと言う専門家がいるが、今回行われた町の環境調査では移植は不適当とは言えず、よって移植は問題がないという見解を町が得たということですよね。これはかなり異なった二つの見解だと思います。このような異なった見解があるなか、もし移植をしてアサマフウロの移植が上手くいかないという可能性も全く否定できないです。移植が失敗した場合には、悔いを残すことになります。今回の町の調査に、希少植物の専門家である【研究者Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●）が入っていて移植は問題がないという見解が出ているのであれば、安心です。しかし、【研究者Ａ】（●●●●●●●●●●●●●●）が入っていない今回の町の調査結果のみに基づいて移植するというのは、不安があります。

【担当課Ｃ】（●●●●●●●●●）

アサマフウロにつきましては、確かに移植をする際に１箇所の移植でそれが上手くいかなければ、結局その景色が失われてしまうんじゃないかというご指摘もあるかと思います。ですので趣旨採択の結果、複数箇所に移植をして、そのリスクを減らすようにというご指示をいただいておりまして、今回はそれに倣って、移植箇所は複数箇所を発見させていただきました。また、移植適地と申し上げました通り、移植予定地には既にアサマフウロの自生が確認されている場所もございます。ですので、全く無関係の場所に行くというよりは、本当にほ場の隣接の、環境も似通って、既にアサマフウロが咲いている場所でちょっと移して避難をさせて保全していくというのは、比較的可能性が高いものとしてこちらは考えております。

ただ、ご指摘の通りやはりご不安もということなので、移植につ

きましては最大限工事の中で、工事費の中でですね、一部を使っていただいて、移植も検討しておりますし、工事期間中は適切に管理できるように県とも協議を進めているところではあります。

【Ｂ委員】（●●●●●●●●●●）

地権者の方は現地の保全は全く希望されず、それではほ場整備ということになっていますね。素人の意見でお恥ずかしい限りですが、膝まで覆うような長靴を履かないと歩けないような湿地帯で、キャベツの作るのに適する通常の農地にするには排水などに膨大な費用がかかります。そして、そのような膨大の費用をかけて整備した農地が、今後、二代三代と続く営農が継続されていく可能性がそもそもあるのかと、その辺にちょっと心配があります。

【担当課Ｂ】（●●●●●●●●●）

はい、お答えいたします。【担当課Ｂ】（●●●●●●●●●）と申します。よろしくお願いします。

農地はですね、地下水位が高いというご心配なんですけども、当初、盛土によってですね、工事をする予定でした。工事をしていく設計を進めていく中でちょっと盛土工をできなくなったということで、暗渠排水ということで、ほ場の中に無数のですね管を埋設しまして、それによって水を抜くという作業を徹底的に行っていく。長野県の方の技術者の方は、そのような形で地下水位を下げることによって畑としてほ場としての機能は保たれるということになっておりますので、今後ですね、ほ場で営農される方々にもご協力いただきながら、その暗渠排水の維持管理も行っていただきながら、末永くですね、営農ができる、このような形の計画を立てて準備の方進めているところでございます。以上でございます。

【Ｂ委員】（●●●●●●●●●●）

それの確立ってかなり高いわけですか。キャベツに適した土壌になるっていう確率。

【担当課Ｂ】（●●●●●●●●●）

そうですね、まずは畑地化、今おっしゃった通り、地下水が高くて水がつくということですね、まずは地下水位を下げて、することによって畑として再生することは可能であると考えております。ただ、お水がたくさん出るようですと、その後ですね、まだのみ切れない程の水が出てくるということがあれば、追加でですね、またほ場対策をしていくっていうこともですね、長野県の方とは協議を進めているところでございます。

【Ｂ委員】（●●●●●●●●●●）

これは県と町でかなりの資金を出されると思うんですが、県ではどれぐらいで町ではどれぐらいの予算ですか。

【担当課Ｂ】（●●●●●●●●）

全体の予算が６億６，０００万円というところが当初の予定になっております。そのうちの６２．５％を国、２７．５％を県、残りの１０％を町ということでの事業を進める予定となっております。従いまして地権者の持ち出しというか負担については今回についてはないというふうになっております。以上です。

【Ｂ委員】（●●●●●●●●●●）

整備事業には６億６，０００万円の税金を使うが、地権者の営農が２代３代と続くわけでもない。私の質問は以上です。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご質問ご意見ありましたらお出しください。

【Ｆ委員】（●●●●●●●●●●）

町ではこれから有機の方にシフト転換していくというお話を伺っておりますけれども、ここは新しく始める事業の場所ですので、ぜひ少なくともですね、環境に優しい農地にしていただきたいなという希望があるんですけども、町はここについてはどのようにして、地権者もそうですし、これから営農していく方々に対しても、そのことについて説明をなさっているのか伺いたいです。

【担当課Ｂ】（●●●●●●●●）

お答えいたします。【Ｆ委員】（●●●●●●●●●●）おっしゃる通り、有機農業も町の方の６次長期振興計画で進めていくということになっておりますが、今回の馬取山田ほ場につきましては、生産性の確保という観点での取り組みということになっておりますので、この馬取の事業につきましてはですね、収益性が上がって数量が上がるような形で、慣行農業の方で進めていく、このような形で当初から計画されておりますので、馬取山田ほ場整備については慣行農業、生産性の高い農業を行っていきたいと考えているところでございます。

【Ｆ委員】（●●●●●●●●●●）

続けてですけども、収益的なもので慣行農業ということですけども、有機で収益が上がらないとは限らないわけですけれども、これから教育委員会の方でも、もしかしたら給食の方で有機の方も取り入れていただけるみたいな話もありますので、そう考えるとですね、収益が上がらないとは言い切れないですし、町の方針としても有機をやっていくということを出していますので、これから始める事業

を、そこで取り込まなくてどうやって表現していくのかなと、私にはちょっと疑問なんですけど。

【担当課Ｂ】（●●●●●●●●）

そうですね、確かにおっしゃる通りそこのところも一応検討したものの、馬取山田ほ場については収益性という形をとっております。また教育委員会とですね、学校給食の話も出ましたけども、そちらについてはですね、学校教育とですね、協議の方もしておりますし県のコーディネーターをお呼びしてですよね、研究会の方にも我々の方も参加させてもらってます。おっしゃるように、確かに収益性ということであれば、有機野菜を作っていただければ、通常の野菜より、通常というか、スーパーの野菜よりかは高付加価値を付けてですね、販売することは可能だという認識がございますので、そういったところですね、取り組んでいる方、農家の方、展開していただける方に町としてもサポートですね、していって、その有機農業を推進していきたい。このように考えています。以上です。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にどうぞ。

【Ａ委員】（●●●●●●●●）

去年の１０月の有識者会議の後、ずっと何も動きがなかったんですけど、今年の２２日に有識者会議があって、そこに私が参加させていただいたので、少し皆さんにそのときに分かったことをご報告した方が良いかなと思います。

それで、今回の県と町の行った環境調査は、私は素人ですからよく分かりませんけど、【長野県の環境調査機関】（●●●●●●●●●●）の方がおっしゃるのには、こういう、非常に湿地に、緻密な調査をやって、そういう前例はほとんどないぐらいの調査だった。その結果、絶滅危惧種がこの計画地全体では、４３５種の植物種が確認され、「その他の動物・昆虫などの調査」を合わせると、２４種が絶滅危惧種を含む重要種ということです。レッドデータブックに指定されてるようなものです。先程【担当課】（●●●●●）の方がおっしゃったように、確かに法令や条例では規制されていないけど、レッドデータブックに載っているようなものが、この地域に２６種もあったっていうことは非常に重い事実だなと思ってます。調査によると、入口入って、ちょっと、この地図くらい皆さんに見ていただいた方が良いと思うんですけど、ここを入口入って、こちら側のところが非常に湿性草地だ。アサマフウロがあったところはここのところで一番奥ですけど、ここも湿性草地だ。その二つがホ

ットスポットだっていう説明がありました。非常に湿地として多様性の高いところで、湿地というのはラムサール条約で最近言われてるように、非常に自然環境上大切なものだということが認識されてきておりますので、私はその２ヶ所だけでもどうにかして、残して、有機農法をやるような、自然公園、農業公園みたいな形で使うことができるんじゃないかと思って、再度この計画の見直しをお願いしたいと思ってます。１回壊しちゃったものは、もう再び勝手に出てくるわけじゃないので、周りに非常にたくさん湿地があって、環境が良い場合にはそういう自然も復元できるでしょうけど、軽井沢の湿地は非常にもうほとんどなくなっていて、ここはもう奇跡的に残っている。カヤネズミがいたりコヨシキリがいたりするんですけど、その２者については、今回の調査ではまだ調査されてないので追加に調査した方が良いというご意見も県の担当の有識者からありました。ぜひ、もう一度、上に土を盛るのもできなくなったので、ただ排水パイプをたくさん入れてやるというのじゃなくて、ぜひ何か一部分だけでもいいので残していただきたいなと思います。１ヶ所は水が湧いていて、そこにホトケドジョウも生息しているという調査結果もありました。今日何も資料がないところで皆さんにお話をするので、すごく困ったのですけど、ぜひこの調査は多額の費用をかけて調査していただいたものですから、きちんと住民に公表していただいて、住民にこの土地がどういう性格の土地なのかってことをよく理解していただいた上で、話を進めていいただけたらと思ってます。地権者の方にも説明会があったっておっしゃってたんですけど、なんか2回に分けてね、１８人しか集まらなかったっていうようなことも聞いてます。地権者の人にも、住民も含めて、同じ場所で同じ情報に基づいて、今後を決めていくようにしていただきたいと思います。私達はアサマフウロだけが大切だと思ってるわけじゃなくて、そういう湿地生態系を守りたいと思っていて、そのためのシンボルとしてアサマフウロを取り上げてるだけなんですよね。湿地の生態系はもう本当に大切なものなんで、こんな気候変動の中で泥炭をどんどん水抜きして二酸化炭素が出てしまうし、そういう気候変動のその抑止、気候変動を許さないっていう意味でも湿地を守っておくっていうことは大切なことだと思うんですね。何も全部やめてくれっていうわけじゃなくて、そういう形で何らかの対策をとっていただけることがまだ可能なんじゃないかと思うんですけども。ちょっと再度、一番最初にこういう調査が行われていれば、多分この計画は進まなかったと思うんですよね。だけど、町がちゃ

んとした調査をしていなかったがために話がどんどん進んでしまって、佐久の振興局も１ヶ月で町議会に返事をしろっていうような形で事業計画を進めてきたわけです。だから、もう一度この調査結果を皆さんによく理解していただいた上で、再度、どうやったら農業と自然が共生できるかっていう、それだけを考えていただけないかなって。自然保護審議会なんですから、自然破壊審議会ではないので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

【会長】（●●●●●●●●●）

はい、ありがとうございました。今のお話に事務局側から何かありますか。個別、それぞれっていうことじゃなく、総論的に何かお答えあれば伺ってよろしいですか。原課の方から、【担当課Ａ】（●●●●●●●●）の方で何かご意見あります、今言った総論に対して。

【担当課Ａ】（●●●●●●●●）

そうですね、おっしゃられるようなご意見もあろうかと思いますが、町もですね、私の方でご報告なりさせていただきました通り、今回の件、議会の方へ請願という形で出された件だと思います。議会の方から趣旨採択というような流れの中でですね、その手続きは町としても、趣旨採択の内容を受け止めましてですね、然るべき対応はさせていただいたものと思います。あの場所につきましては申し上げるまでもなくですね、これまで通りの農地をですね、農地として再生をさせるというような内容でございます。休んでいる、休耕となっている間にですね、今回ご指摘のような植物等の発見があったかと思うんですけれども、その処理といいますか扱いに関しましては、ご報告させていただきました通り、移植を行うことに特段の問題がないというふうに捉えておりますので、町としましては、今私の方で冒頭ご説明をさせていただきました通り、調査が終わったところでですね、調査の結果につきましては報告をどういうふうに行うのかっていうのは、県の方と調整はさせていただきますけれども、それらを並行しながらですね、事業の方も進めてまいりたいというふうに考えておりますし、やっぱり地権者の皆様の方にですね、これも冒頭の説明で触れさせていただきましたけれども、ご指摘いただきましたような保全というかですね、そのような考えというものもないわけでございまして、そのようなご意向の方も十分汲み取る必要があるというふうに認識しておりますので、冒頭説明させていただきました通り、町とすれば計画通り、この後は進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

【会長】（●●●●●●●●●）

はい、ありがとうございました。

他の委員の皆さんにちょっとご意見を伺いたいのですが、6月の早い時期に町長にこの審議会で提言申し上げた建議の内容でお願いした件は、１点目は、この調査関係を公表という形がございました。これは先程来のご説明で、どういう格好で公表するかは検討中だけども前向きにその方向は取られてるというようなお話でした。それと２点目で私共がお願い申し上げたのは、住民参加による合意形成の場の設定というお話でございます。これは、今から２０年程前の環境基本計画等が制定されたり、世界的に色々な環境風が吹いたときに、一体、環境っていうものに対して評価が大きく別れたときに、どういう方法で合意形成を作るのか、その方法が行政として非常に重要なのだというのを議論したのが当時の流れでございまして、農林水産省もその一環で、建議のとき添付しておりますようなマニュアル作りを行った経過があるわけです。その合意形成の手法と、今回、先程来ご説明された内容が趣旨として合ってるのかどうか、その辺が審議会にとっては、移植する、しないっていう結果に対するよりも、そのプロセスが合意形成の手法として、この時代、２０年前に謳われたその手法と、２０年後の今、軽井沢町が新しい環境基本計画を作り上げて、住民の皆さんに問いかけ、住民参加の中で色々なことをやっていこうというときに、どう評価されるかっていうところに、この審議会は非常に重要なポイントを置くべきじゃないかと思ってます。そういう面で、住民参加による合意形成の手法論、その辺について、もしこの機会に、例えば県ではこうだとかですね、例えば国ではこんなのがあるよとか、地方自治の経験の中でこんなものがあるよっていうのがあったら、この機会にまずお話いただければと思うのですが、どなたかいらっしゃいませんか。

この手法は結構難しい手法で、上手くいってるケースもあれば駄目なケースも多々あるので、一概にこれという進め方をセットするってことは難しいのかもしれませんが、少なくとも私共の審議会で建議するときにイメージしておりましたのは、価値観を共有できるための合意形成ですから、必要な情報、例えば今日お話あった環境調査の結果については、それぞれの立場の人が十分理解した中で、お互い議論を交えるっていうことが一番大事だと思います。そういう面で、私も含めて委員の皆さんは環境影響評価の内容についてはほとんど承知してないということが現実ですね。【Ａ委員】（●●●●●●●●）はお聞きしたというふうに今伺いましたけれども、

そういう事前の情報が私共には持ってないということ。それと先程来ご説明ありましたけども、地権者の皆さんのお考えが口頭では移植の意見が変わってないっていうお話ありましたけども、こういう場で皆さんとその地権者の皆さんに、そういう結果に至るプロセス、意見を共有してお聞きしてはいません。そういう面で事業を移植のままでいってもらいたいっていう、背景事情を十分私共としては理解するまでに至ってないということや、県の調査機関がどういう手法で、先程来、アサマフウロに対する評価をやったか、先程、【研究者A】（●●●●●●●●●●●●●）ってお話もありましたけども、そういう先生方のご意見を最終報告書にどう反映してるのかも良く分かんないというようなことです。また合意形成の手法として、今ご説明あったように、町、県から、それぞれ当事者、地権者、有識者と称するそれぞれ皆さん其々にご説明した結果を全部合算して、本当に町がお考えのような移植ということに対するリスクだとか、コスト問題だとか、トータルのその情報が良く分からないというのが実態ではないかと思います。そういう意味で、今日の審議会の皆さんにお諮りしたいのは、一つはその調査結果の情報の開示は早めにぜひやってもらいたい。それともう一つは、合意形成の手法として一般住民の皆さんも入った中で、その一つの価値観を共有できるための場を、どういう格好でセットするかは、それは今後の行政側の責任ある立場でご判断いただければいいと思うんですが、そういう場をぜひ早く作っていただいて、その中で先程来の有識者の方も一緒に入って、地権者と一緒に入って、行政もそうですけども、この審議会はどういう立場になるかはちょっと置いておきまして、そういう場の設定を早めにぜひお願いしたいっていうことを町当局にこの機会にお願いしたいと思いますが、皆さんは如何お考えですか。今日のお話ですと、今日でご説明を終わり、後は移植で進めさせていただきます、というシナリオっていうふうに考えてしまいますが、それはちょっと審議会が建議した内容の進め方と違うのではないかなと思うのです。皆さんの合意だけいただいておいて、こういうやり取りは議事録に残るわけですし、改めてどういう形かは別にして、町に調査結果の公表は早めに、それと住民参加の合意形成の手法は、町としての最終方針はともかく、合意形成の場をぜひ作っていただきたいということを改めてお願いしたいと思うのですが、如何でしょうか。ちょっと違うのではないかとか、いやそれで結構だ。どうぞご意見出していただければどうぞ。

【G委員】（●●●●●●●●●）

私、詳しいことは良く分からないんですけども、本当に【会長】（●●●●●●●●●）のおっしゃるその通りだと思うんですよね。そういう形で合意形成をしないと、検討した意味がなくなってしまうような、私は、これで、はい、こういうことでした、明日からまた元に戻りますとなってしまうので、それが私はベストかなというふうに思います。

【会長】（●●●●●●●●●）

はい、ありがとうございます。他にございませんか。

【Ｄ委員】（●●●●●●●●●）

すいません、このその他の議事がどういう立場で、どういう観点でこの審議会にかけられてるのかっていうところかなと思います。報告なのか、意見を求めてるのか、何かを決断するのかっていうのが、ちょっとすいません、私は理解できてなくて、それによって委員さんの意見というか話っぷりも変わってくるのかなっていうのが一点目と、あと住民の合意形成、１００％合意って中々難しいと思うんですけれども、その住民の範囲はどこまで捉えるのか、地権者だけで良いのか、周辺何メートルが良いのか、関心を持ってる町民の皆様全部なのかとかっていうのによって全く合意形成のやり方っていうのも変わってくるのかなと思うので、その２点を方向性付けた方が良いのかなと思いました。

【会長】（●●●●●●●●●）

ありがとうございます。１点目は【Ｄ委員】（●●●●●●●●●）が途中からお入りになったので、この報告事項が審議会本体とどう関係あるか、他の方からもその様なご質問以前あったので、お答えしておきたいのですが、この環境基本計画を今から２年半前に審議を開始したその日の審議の最後の方に、【担当課】（●●●●●）の方から要請があって、こういう事業が開始されるので、関係者の意見を聞きたい、ついては審議会の中でご説明するので意見を聞きたいというところから始まっています。審議会もいわば事業当事者ではございませんので、自然保護審議会という立場から意見を求められましたので、その当時のことを議事録をお読みいただければ分かりますけども、当該箇所は、思い返せば昔アサマフウロなる、当軽井沢にとっても色々な経過のある非常に希少種のものがあるので、十分な調査結果を踏まえてから進めてくださいという意見をこの場でお聞きしたものですから、それを踏まえて、【担当課】（●●●●●）が事業を開始したのです。随時その後、その意見を踏まえて、どんなことが進められているのかの報告だけをいただいてき

たのですけども、最終的にこの場でご参加されてからお分かりのように、事業がどんどん進んでいく中で、色々の意見があって、危機感を委員の中から提起され、これらを踏まえて、町長に建議した内容は、この審議会としてこんな手順で進めてくださいっていう内容を建議した結果になっています。このような審議会の流れの中で今があるということをまず最初にご理解ください。それとあとは、合意形成の手法ですね、これはいわば事務局サイド、行政側が長い色々な知見の中で、判断していく手法だと思いますので、そこは、また別途ご検討いただければということでよろしゅうございますか。

【H委員】（●●●●●●●●）

自分が県で行政に関わっている立場からすると、今日のお話の中で議会に請願がかけられて、それに対する審議が完了しているというのは、実は地方自治の中では非常に大きなものなのかなという気はするんですよ。なので、ここで今【D委員】（●●●●●●●●●）が言われたように、この審議会がどういう形で何を言った場合に、それがどういう効果があるのか、拘束力があったり、強制力があったり、議会に対しての何か物を申すのかという辺りがちょっと読めなくてですね、それぞれのご意見あるとは思うのですが、形式論で言うと、議会で議論が終わっているというのは大きなことなのかなというのは、ちょっと行政に関わる人間としては感じております。なので、どういう形の意見を誰に対して表明するかということを、【D委員】（●●●●●●●●●）が言った通りなんですけれど、言っていただければと思うんですけれども、ちょっとそこはこの度は非常に難しい立場にいる気がしています。

【会長】（●●●●●●●●●）

ありがとうございました。今日、議会選出の委員の方もいらっしゃるので、その辺は非常に重く受け止めているのは当然のことだと思います。私共の建議するプロセスの中で、事務局の中で色々議論したときも、今のようなご指摘が十分ある中で、重く受け止めるけれども、その議会の審議過程の中で承知していなかった不知の事実が出てきて、それを踏まえて結果を、ひょっとすると変える可能性があるものが、いわば農林水産省の２０数年前の基本マニュアル、それを知っていれば、こういうプロセスを踏まなかったかもしれないという色々な声もあって、議会の請願扱いに対する結果は十分重く受けつつも、あえて町長に対する建議を６月早々に行ったというのが経過です。そこは議会の審議経過は十分重く受け止めて今日に

至っているっていうことはご理解いただきたいと思います。

【Ｉ委員】（●●●●●●●●）

町の説明では、地権者が「残してもらいたくない、どうか移植してください。」という、そういう希望だということを伺ったのですが、地権者にしてみれば、自分の土地にあることで、新聞紙上で色々騒がれ、ほ場整備もやめてくれ、色々言われた場合、私も地権者だったら、自分の土地にあるものを自分の好きにしたい、自分の希望を、それによって曲げたくないというのはあります。ですから、あくまでも地権者の意思が優先すると思うんですよ。希少種、希少種と言っても、その人にとっては希少種ではない場合もありますし、それを周りからとやかく言って、その人、土地の所有権者の権利を踏みにじるようなことはできないと思います。まして、一つの例なのですが、アサマフウロは、移植は本当にどこでも大丈夫です。私も大日向の乾燥農地でも、天皇の巡幸の碑の脇に植えてあるのですが、あの乾燥したところでも大繁殖しています。ましてやその種が飛んで、巡幸碑の隙間にも、岩の中にまで入っています。それほど繁殖力の強い生き物です。ですから、アサマフウロは氷河期からずっとどこでも頑張って生きてこれたんです。それは別として、私は地権者のそのような想いで移植してくれと言っているので、残されてまた繁茂した場合、５年後、１０年後、何十年後にまたそこのほ場が保全のためにと言われるのは、おそらく地権者は嫌なのでしょう。そういうことを考えますと、まず地権者の意思を優先してやるべきだと私は思います。以上です。

【会長】（●●●●●●●●●）

ありがとうございました。他にございますか。

【Ｐ委員】（●●●●●●●●●）

すいません、農業者の代表として一言ちょっと言わせていただきたいのですけど、希少な植物は本当に大切なことは、私達農業者にも本当に分かっていることですけど、希少な植物と同じくらい、農業の方にもう少し、同じくらい農業も大切だと思うのですけど、最近、移住してこられる方が多くて、そういうこともあって、農業がすごくやりにくい状況になっているんですよね。それで、農業委員会でも１０年後の農地を守ろうということで、今、地域計画というものをやっているわけなんですけど、とにかく農業も、何か私にとっては絶滅危惧、例えが幼稚なのですけど、農業も絶滅危惧の分類に入ると思っていて、１００年後に、「軽井沢にも農地があったんだよ。」とならないように、希少な植物も農地も守っていただけた

らと思います。あと有機農業のことが先程出たんですけど、私も有機で野菜を作っているんですけど、有機農業って簡単に増やせと言われるんですけど、すごく大変なことで、今そちらの方もそういう農業の方に展開していこうという動きがあって、少しゆっくり見守っていただけたらと思うので、必ず将来はそちらの方に移行していくと思うので、どうぞ、ゆっくり見守っていただけたらと思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございました。農業者の立場から大切なご発言かと思います。他にご意見ございますか。

それでは、先程私から申し上げたように、調査結果の公表、これは前向きに検討しているということなので、それはできるだけ早くお示しいただきたいという事を１点目。【Ａ委員】（●●●●●●●●）は何か先程手にご覧なったのは、多分、有識者のですか、説明会のときに入手なさった資料ですね、そういうようなものをぜひ公表していただきたいというのが１点目です。

それと２点目は、やっぱりプロセスについて良く考えていただきたい。例えば、一般住民の皆様も入った場での議論ということを、その調査結果を踏まえて共有の場で議論していただきたい。それを要請していきたいと思うのですが、この２点をポイントにしてよろしゅうございますか。

【Ｈ委員】（●●●●●●●●●）

ポイントにしてというのは、これから諮ると言うことでよろしいですね。

【会長】（●●●●●●●●●●）

私共ご承知の通り、年内の任期でございます。ですから年明けになると、お互いにこの場に一堂に会するってことはない可能性も十分ございますので、委員の任期期間中に、できれば来月の１２月の早い期間までに、その２点についてのご回答をいただきたいと思います。それは私共、会長、副会長もご一緒に、その回答を受けて、皆様方にこういう内容を実施したということはご通知申し上げたいと思います。ということでよろしいですかね。

【Ｊ委員】（●●●●●●●●●）

先程の２点目のプロセスについて、予算の方も含めた形で議論していきたいということで、先程【会長】（●●●●●●●●●●）の方から、地権者の方も交えてということでしたが、地権者の方が果たして応じていただけるのか、相当厳しい状況だというふうに説明を今までいただいていたわけですが、例えば地権者の方が来られな

い中で、そういう合意形成ができるのかどうかというところでお伺いしたいと思います。

【会長】（●●●●●●●●●）

大変重要な課題だと私も思っています。残念なのは、地権者の方に対する直接的対話が一般の方々ができてないっていうことです。この審議会も、実は建議する前に、県のいわば試験研究機関のプロフェッショナルな方々、それと行政担当の振興局の皆さん、などと色々な意見交換をしてまいりましたけれども、やっぱり会長としては、地権者がどういう背景で、これからどう向かっていく中で、移植しかないって言ってるのかを、率直にお聞きしたかったのですが、周りの環境が地権者に、ましてや審議会からタッチすると、ハレーションを受けるぞっていうようなお話もございましたので、一応そこまでやってないのですけども、できれば然るべき方、行政からになると思うのですが、ご説得いただく中で、そういう場で率直な意見交換をできればなと思ってます。問題は、会議の持ち方のテクニックの方に入ってくると思うのですが、責任あるお立場の方が１人でそういう場に出るとやっぱり色々な問題で、発言が何ていうか、硬くなりすぎたり発言しにくいってことがございますので、今後の進め方の一つの案ですけども、例えば、有識者の環境保護団体の方も複数、町の行政の方も当然入ってくる、そういう方も複数というように、各分野の方々が複数出た中で、一つの場で進めていただければどうだろうかというのが私の気持ちです。ただ、それでいけるかどうか分かりませんけれども、もしそういう場でもご参加できないとすれば、それはそれでそういう事実経過を公表する中で、残った方々で最善の方法の手法を選択するしかないというふうには思ってますけども、それがいいかどうかっていうのは、ご議論の中で伺いたいと思います。

【Ｊ委員】（●●●●●●●●）

よろしいですか。先程、【Ｉ委員】（●●●●●●●●）からもありましたけど、地権者の方がいらっしゃらない中で、自分の土地のことについて話し合われるというのは、ちょっとどうなのでしょう。私が地権者だったら納得できないのかなというのが正直なところですので、この地権者の方のご意見というのはとても大事なのかなと思っております。先程も隣接の地で移植を考えているということもありましたので、どちらかというとそちら（隣接の地で移植）の事を、先程も【Ａ委員】（●●●●●●●●）が言われたように、動物とかの問題もありますので、そういうことを発展的に、未来的

に話し合う方が（この審議会で行えることとして）有効的ではないかなと思うのですけれども、如何ですか。

【会長】（●●●●●●●●●●）

私から言うのもなんですけど、そういう議論を、ぜひ皆の場でやられたらいいと思うのです。これはあくまで審議会のプロセスの中でお話を伺ってますけども、そういう議論を【Ｉ委員】（●●●●●●●●）のようなご意見も含めて、オープンの場で議論して、結果、全然一致できないケースもあり得ると思います。私は。１回で終わらず、複数回、何回かやった中で、最終結果が一致した意見が出ない場合は、やはりこれは責任を持って事業を行う行政責任に委ねる以外ないだろうと私も思ってます。ただそれに至るまでのプロセスとしてやっぱり色々な意見をこういう機会に出して、後々まで記録しておくということが非常にこの環境問題を将来に対して考える場合の重要なポイントではないかと思ってます。

【Ｊ委員】（●●●●●●●●●）

先程、今後の計画ということで、令和６年から始まるということで、ご報告いただいたと思うのですが、これを話し合っていくにあたって、地権者の方の立場から立てば、やはり早く進めていただきたいということもあると思いますので、きちんといつまでという期限を切るべきかと思いますが。

【会長】（●●●●●●●●●●）

おっしゃる通りだと思いますので、お話しした内容は事務局とも今後の事業進行スケジュールとの兼ね合いを十分に考えて進めたいと思います。この審議会の中でも、事業をいたずらにやめるとか、先に伸ばすっていう事は言っていないですし、当初のスケジューリングとの兼ね合いで、事業が変に遅れないようにするってことは非常に大事な点だと思っています。ご指摘の点は十分頭に置く必要があると思います。

他にご意見ございませんでしたら、この議論は、さっき申し上げたように、調査結果の公表これをできるだけ早く、できればそれを１２月の、私共の審議会の委員の任期期間中に早めに出していただきたい。それと併せて住民参加のその場の設定についても、方向付けを、できれば１２月中にでもできれば一番いいのでしょうけども、方向付けだけでもせめて委員の任期期間中にきちっと出していただきたい。という２点を事務局の方へ、私の会長の責任でお願いしたいと思いますが。（原文修正）

【Ｈ委員】（●●●●●●●●●）

ちょっと待ってください。先程は、その２点を議題として、ここの意思決定のテーマとして取り上げるってことは良かったんですが、それをあたかもこの審議会の委員の総意として、会長の責任で事務局に伝えるという、最後、話にちょっと転換されているような気がするんですね。

【会長】（●●●●●●●●●）

そのテーマで議論いただいていただきました。

【Ｈ委員】（●●●●●●●●）

その中には、会長のおっしゃる通り、これだけ会長が意見を誘導するというか、中々ないと思うんですけれど、会長が最後には、会長としてここの総意としてその２点を事務局に申し入れると言ったんですが、それが良しとしない意見も出てきているような気がするんですけど。

【会長】（●●●●●●●●●）

そういう面で【Ｉ委員】（●●●●●●●●）は、地権者を大事にというお話もございましたが、そういうふうに意見を言うことに対して、異議有りって言うのでしたらそれをおっしゃっていただいて結構です。ただ異議有りの場合には多数決処理ということで進めたいと思いますけれども、特に意見ございませんでしたので、その通り行きたいというふうにお話をしただけです。

【Ｈ委員】（●●●●●●●●）

ちょっと、そういうプロセスでしたっけ。

【Ｉ委員】（●●●●●●●●）

これは強制力も何もなく、意見交換の場で終わる問題だと思いますね。ここの会議でこうですよと方向付けられない。私はそう思います。あくまで意見交換で、皆さんで意見を共有するだけのことだと思います。

【会長】（●●●●●●●●●）

そういう面で、意見交換の場で終えるという手続き論を【Ｉ委員】（●●●●●●●●）はご主張される。私は審議会の建議をした経過の中で、建議の中でお話した内容に沿って、改めてしっかり考えてやってくださいよということを町に話す事を皆さんにお諮りしてるのです。

【Ｈ委員】（●●●●●●●●）

お諮りしているとおっしゃいましたが、最後、まとめとしてお諮りする前に、会長がその意見を事務局に伝えるというのをおっしゃったので、お諮りされていないような気がする。

【会長】（●●●●●●●●●●）
そこはお諮りした上でということです。
【Ｈ委員】（●●●●●●●●●）
そんなやり方でやられるということか。
【会長】（●●●●●●●●●●）
一つは、１点目は公表をやってもらうってことですね。調査結果の。
【Ｈ委員】（●●●●●●●●●）
諮るプロセスはどういう手法でやられるか。
【会長】（●●●●●●●●●●）
諮るっていうと。
【Ｈ委員】（●●●●●●●●●）
ここの意見の合意形成の仕方についてはどうお考えなのでしょうか。
【会長】（●●●●●●●●●●）
いや、ですから、１点目の、調査結果について公表するっていうことを１点目、２点目は、先程来事務局がご説明あった合意形成のプロセスについて、この場では住民参加の合意形成っていう方向とはちょっと違うんじゃないかという意識の中で、合意形成の方法を、先程の調査結果を公表して、共通の基盤の中で合意形成の場を作っていただきたいと、この２点を申し入れるって事について、ここで皆さん如何ですかと。「結構です。」という合意があれば伝えるということを言っているのです。
【事務局Ａ】（●●●●●●）
会長、すみません、ちょっと一つだけ事務局から。この馬取山田地区については、昔、構造改善で農地を整理して、農振農用地として地元の方は農地として長年守ってきた農地ですし、何か他にやりたくても農振農用地で、絶対的なものですので、何もできない。地権者は、例えば子どもの家を建てたいとか、そういう思いもあったのかもしれないですけども、それも一切できずに皆さん規制がかかってきた土地です。【Ｉ委員】（●●●●●●●●●）や【Ｊ委員】（●●●●●●●●●）から出ていた通り、地権者の思いっていうのをもっと尊重しなきゃいけない部分が大変あるかと思います。会長の結果の公表だとかプロセスについて議論という形については、皆様ここで意見交換やっていたのは、当然私達聞いておりますので、一番の主は、地権者の方と直接接する【担当課】（●●●●●）は、地権者からかなりの厳しいご意見をいただいているはずで、多分、

かなり厳しいことを地権者の方は言われていると思います。そういったものも踏まえまして、この結果を公表するとか、合意形成するにつきましては、【担当課】（●●●●●）と、あと環境問題、今後、環境基本計画ができて、当然、今回調査やったものについては来年度以降、レッドデータブックを作っていく過程で当然生かしていくものですし、レッドデータブックを作るには、地域で活動されている皆さんの調査協力をいただかなければ当然できない、それこそ土の中にいるもの、空を飛んでいるもの、水の中にいるもの、全部調査をやっていかなければいけないので、何をやっていくということにまず手をつけてくのですけども、そういった中で今回の結果については、当然生かしていくべきものになってきますし、決して無駄になるものではないと思っています。そういった中で、皆さんの中で、「地域の自然環境はこうですよ。」というのは、皆さんと合意形成、この（自然保護審議会の）中でやるのかどうかは、【担当課】（●●●●●）とも話しますけども、いずれレッドデータブックをやっていくには皆さんと話してやったり、それがある意味、次の世代に繋いでいくものにもなってきますので、そういった中で意見交換する場が出てくると思いますので、そういったものを含めまして、本日につきましては皆様からいただいた意見、貴重なご意見、色々なご意見、賛否色々いただきましたので、そういったものを生かしながら、本日はあえて決をとるのではなくて、私達が意見を聞きましたので、出てきた結果をどう生かしていくのかというのは、こちらサイドでお預かりさせていただければと思いますが如何でしょうか。

【会長】（●●●●●●●●●●）

今、事務局からお話ございましたが、非常にこの問題、デリケートなのは、環境基本計画の中の、まさに住民合意形成のプロセスと、後程お読みいただければ分かりますが、農業振興のところに、いわば環境マニュアルっていうものに基づいてしっかり環境保全しながら農業振興やっていこうっていうのが書き込まれています。そういう意味で、今、【事務局Ａ】（●●●●●●）おっしゃったように、今回の調査結果は私共は現物を見てないので何とも言えませんけども、今後、環境基本計画に基づくレッドデータブック調査の基本になるってことは、これ非常に有意義なことで、その点は高く審議会としても、計画との絡みで評価したいと思ってます。ただ問題は、事業の実行が来年の春に迫る中で、現状変更っていうことが春以降行われたときに、そのレッドデータブックの調査のとき、現状

がどうなってるのかということが一つと、リスクの問題が、十分専門家の意見が、県との対応、さっきお話があった有識者の議論の中で、されているかどうかっていう点が、私共、クエスチョンです。正直申し上げて３ヶ所に分散することのリスク分散は、それは評価できますが、問題は、現地保存をしていない故に、他に移ったときの、もし万が一のときにどうするかっていう点。その点は【Ｉ委員】（●●●●●●●●●）は、「絶対そんなことはない。」と、「アサマフウロの移植可能性は、どこ見ても可能、乾燥土壌もあるから大丈夫だ。」という意見、議論もあると思います。それに対して、他の専門家の先生方が「そうだ。」と、「その通りだ。」というなら、それはそれで、進めていただければ結構なんですが、私共としてはそのプロセスをやはり公開の場で聞くことによって、色々な方々が納得の上で、最終的に町の方針があるとなればそれで結構なんですが、全然議論が右、左、外れたままの中で最終の方向へ走ったときに、環境基本計画の役割ってのが、本当に絵に描いた餅に終わってしまうのではないかというところを危惧するもんですから、できるだけ公開の場で、住民参画の中でやってもらいたいってことを申し上げているのですが、【事務局Ａ】（●●●●●●）がおっしゃったように、「話を聞いたんで、そういう決議をやらないでもらいたい。」って言うのですけども、皆さんどうです。会長一任で、私がそうだというふうに言えませんし、皆さんご意見あったらどうぞおっしゃってください。

【Ｂ委員】（●●●●●●●●●●）

住民参加による合意形成っていうことで会長の方から色々お話があり、私も本当にその通りだと思います。この件は署名運動もされています。町民だけで１，０１９筆集まっています。１，０１９筆は有権者の６％近く、条例制定改廃請求が２％で十分ということを考えると、かなり重みのある筆数です。だから、そういう意味での町民の意見というものも無視できません。そしてもう一つは町外者ですね、町民以外の人が１，７６４筆ですね。１，７６４筆は別荘の人と思われるかもしれませんが、【別荘関係の団体】（●●●●●●●）全体で５４筆なので、他で別荘関係で出された方いるかもしれませんが、そんなに大した数になるとは思えません。聞くところによると、岩手県にもアサマフウロがあり軽井沢のアサマフウロの移植を心配する人からも相当数の署名があったようです。もちろん、岩手県だけでなくその他の地域からも署名が多く集まり、全国的に注目を浴びています。それを踏まえて考えると、会長が先程

から指摘されている住民の合意形成のプロセスは重要です。地権者も住民で地権者の意向ももちろん重要ですが、１０１９筆も住民で１０１９筆の意向も同じく重要です。仮に移植になった場合でも、住民が「仕方がない」と納得できるような状態にしておかないと軽井沢の環境基本計画は「絵に描いた餅」のように受け止められてしまいます。的外れかもしれませんが、地権者については、行政からの話の持って行き方が後手後手に回り対応が悪かったから、感情を害され難しい状態になってしまったように思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

はい、ありがとうございました。時間もそろそろ迫っておりまして、この辺で議論といいますか、意見交換はこの辺にしたいと思うんですが、先程来繰り返し言っております２点を町の方にお願いしたいということが、会長としての使命だと思いますが。

【Ｈ委員】（●●●●●●●●●）

それは、ちょっと。両論併記で意見としてお伝えいただければと思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

はい、両論併記で、【Ｉ委員】（●●●●●●●●●）の意見もあるということを当然頭に置いてお伝えしたいと思います。せっかく今日は町長もいらっしゃるので、今の場の色々なご意見、直接耳にしたと思いますので、今後ぜひ、こういうご意見を頭に置かれた中で、今後の行政推進に当たっていただきたいということも、この場でお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、馬取案件を含めて、今、この事案をこのくらいにいたしますが、この案件以外で、何かこの場でご説明やらお聞きしておきたいという案件ありましたら、出していただければと思います。

【Ｄ委員】（●●●●●●●●●●）

すいません、馬取案件ってわけじゃないんですけども、軽井沢の自然を守っていく上で、今みたいに住民の方、地権者の方、業者の方、町行政の方と、立場が皆違って、意見が多分まとまらないってことをこれからも想定できるかなと思います。なので、今、多分、自然保護審議会の方に意見を求められて、皆さん困りながらも何かしら回答はしたと思うんですけれども、逆に、この環境で問題が起きる案件に対しての、手続きというか、手順っていうかですね、そういったものをある程度雛形で決めておけば、住民意見などが地権者の意見聞いてないとか、そういったことが、もう事業着手する工事発注するときに出てくるようなこともないかなと思うので、今す

ぐにというわけじゃないんですけど、将来に向けてそういった基準についても検討が必要ではないかと、今議論を聞いていて思いました。以上です。
【会長】（●●●●●●●●●●）
はい、ありがとうございました。事務局からそれに関してご報告ありますか。
【事務局Ａ】（●●●●●●）
【Ｄ委員】（●●●●●●●●●●）には、いつも色々ご意見をいただいてありがたいのですが、町では自然保護対策要綱があって、その前段で手続き条例があって、色々決め事があるのですけれども、町長の冒頭の挨拶にもあった通り、文字ばかりで分からない、分かりづらい部分もあるので、それを何とか可視化しようと思っていますので、来年度、先程言いました３ＤＣＧを使って、一般の方にも分かりやすく伝える手法を試みようと思っていますし、色々な問題、雛形とかそういったものの部分もあるのですけれども、環境問題といっても多種多様、色々あるので、【長野県の建築関係担当部署】（●●●●●）も多分色々な問題もあると思うので、こういった形で色々な場で意見交換をさせていただきながら、町も何とか分かりやすく伝えて、分かりやすく見てもらって、「軽井沢とはこうなのだ。」と、最初から植え付けてしまおうと思っていますので、こういった形で、また、色々な形で意見交換とか、「こういうふうにやったらどうか。」等、またアドバイスをいただければと思います。ありがとうございます。
【会長】（●●●●●●●●●●）
はい、ありがとうございます。ちょうど１６時でございます。他にないですね。よろしゅうございますか。
→　一同、意見ない旨のリアクションあり。
【会長】（●●●●●●●●●●）
それでは、本日の審議会は以上で終わらせていただきます。長時間、本当にありがとうございました。

５．閉　　会
【事務局Ａ】（●●●●●●）
【会長】（●●●●●●●●●●）、大変長い間、議事進行ありがとうございました。１３時３０分から１６時まで、大変長時間、慎重審議いただきましてありがとうございました。その他の馬取山田問題も色々なご意見をいただきましてありがとうございました。馬

取山田につきましては、【担当課】（●●●●●）とも話し合いながら、今後、どう進めるか検討をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして軽井沢町自然保護審議会を終了させていただきたいと思います。皆さん大変ありがとうございました。

以上。